

表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人長野県スポーツ協会定款第4条第7号の事業の実施について必要な事項を定める。

(表彰の対象者)

第2条 公益財団法人長野県スポーツ協会（以下「法人」という。）は、この規程の定めるところによりスポーツの振興に功績のあった次の各号に該当する個人又は団体を表彰する。

- (1) スポーツ関係役職員で多年にわたりその役職に従事し、誠実熱心にスポーツの振興に貢献したもの。
- (2) 競技会において特に優秀な成績を収めたもの及び競技界に功績があった指導者並びに競技者で他の模範となり、特に表彰に値すると認められるもの。
- (3) 前各号に該当しないがスポーツの振興について、特に表彰すると認められるもの。

(表彰の内容)

第3条 表彰の内容は次のとおりとする。

- (1) 有功章 前条第1号に該当する個人又は団体
- (2) 栄光章 前条第2号に該当する競技者
- (3) 勲功章 前条第2号に該当する指導者

(有功章の要件)

第4条 前条第1号に規定する表彰は、次の要件を満たし、加盟団体から推薦がある個人又は団体とする。

- (1) 表彰時の年度末における年齢が55歳以上の者。
 - (2) 推薦のあった団体の役職に10年以上にわたり従事し、功績のあった者。ただし、学校体育団体においては、副理事長以上の職を2期4年以上あるいは専門委員長10年以上従事し、功績のあった者
 - (3) 活動及び運営が定期的、計画的及び組織的に行われている団体
 - (4) 活動の内容が地域等のスポーツ振興に貢献しているとともに、他の団体の模範となる団体
 - (5) 設立から10年以上にわたる実績があり、活動が年々向上していると認められる団体
- 2 前項第2号の団体の役職は、原則として、郡市以上の役職とする。
- 3 加盟団体からの候補者推薦は、原則として1名とする。ただし、特別の事情がある場合は、2名までとする。

(栄光章の要件)

第5条 第3条第2号に規定する表彰は、次のいずれかに該当し、加盟団体から推薦がある個人又は団体とする。

- (1) 国民体育大会（これに準ずる競技会を含む。以下「国民体育大会等」という。）において、2年連続優勝した競技者又は団体
- (2) 国民体育大会等において、3年以上上位入賞した競技者又は団体
- (3) 国民体育大会等において、6年以上にわたり入賞した競技者又は団体
- (4) オリンピックに出場した者又は世界選手権、ワールドカップ又はアジア大会において特に優秀な成績を収め、他の模範となる競技者又は団体

(勲功章の要件)

第6条 第3条第3号に規定する表彰は、次の要件を満たし、加盟団体から推薦がある者とする。

- (1) 前条の栄光章の基準に該当する競技者を育成し、かつ、当該競技団体の発展に寄与している指導者
- (2) 表彰時の年齢が、原則40歳以上である指導者

(受賞の制限)

第7条 第3条に掲げる各章の受章は、1人又は1団体それぞれ1回限りとする。ただし、オリンピック入賞者又は構成員が変わった団体は、この限りではない。

(被表彰者の決定)

第8条 第2条各号に該当する者がいる場合は、法人に加盟する加盟団体の長は、毎年10月末日までに表彰の内申に係る書類を理事長に提出しなければならない。

- 2 法人が推薦する個人又は団体については、第1項の内申がなくとも表彰することができる。
- 3 被表彰者は、第1項の書類に基づき、法人の理事会において決定するものとする。

(表彰の方法)

第9条 表彰は、毎年1回表彰状を授与するものとし、副賞を付与することができる。

- 2 表彰は、理事長が必要と認めるときは随時行うことができる。

(補 則)

第10条 第4条第1項第2号に規定する役職とは、会長、副会長、理事長、副理事長、専務理事、常務理事、常任理事、理事、監事、競技団体の支部長及び各専門委員長以上とする。

- 2 前項の役職は、会長、副会長、理事長、専務理事、副理事長、常務理事、競技団体の各専門委員長のいずれかの役職を現在あるいは過去において経験した者に限る。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、昭和45年5月2日より施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

規程改正経過	昭和27年4月 1日	制定
	昭和41年3月26日	一部改正
	昭和52年4月25日	〃
	昭和57年7月 5日	〃
	平成 元年3月23日	〃
	平成27年6月 2日	〃

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日より施行する。